

会 則

第1条 (定義)

本会則によって定められる条項は株式会社ビスタ（以下会社という）が所有し、運営・管理を行うすべての事業所に適用致します。

第2条 (目的)

会社の運営するフィットネスクラブブルーゲート（以下、当クラブといいます）は、会員が当クラブ内の諸施設を利用して心身の健康の維持・増進を図るとともに、会員相互の親睦を深め、豊かで快適なフィットネスクラブライフを過ごすことを目的とします。

第3条 (会員)

当クラブは会員制とし、当クラブの趣意に賛同した方で、かつ当クラブが入会を認めた方を会員とします。

また会員は当会則、およびその他当クラブが定めた規則を遵守し、施設スタッフの指示に従っていただきます。

第4条 (会員資格)

当クラブの会員資格は以下のとおりとします。

尚、当クラブは、その自由な裁量により、入会申込みを承認又は承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。

また、入会手続き後に会員資格外であることが判明した場合、当クラブはその会員資格を取り消すことが出来るものとします。

1. 満16歳以上で、本規約及び当クラブの諸規定を遵守する方
ただし、年齢に関してはキッズスクールの時間帯におけるスクール生はこの限りではない
(尚、未成年者の場合は、親権者の同意を必要とするものとします。)
2. 健康状態に異常がなく、医師等に運動を禁じられておらず、当クラブの諸施設の利用に耐えうると認められた方
(健康状態に疑義のある方は診断書の提出をお願いする場合があります。)
3. 妊娠をしていない方
4. 刺青等(タトゥーを含む)をしていない方
5. 暴力団関係者でない方
6. 薬物常習者でない方
7. 当社又は他社のクラブ、スポーツ施設で除名又は利用禁止の処分を受けていない方
8. 第三者の介添えや介護が必要でない方
9. 感染症及び感染性的のある皮膚病ではない方

第5条 (入会手続)

当クラブに入会される方は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、定められた入会諸費用、所定の会費を納入していただきます。

また入会時、および入会後に納入された入会諸費用は返還しないものとします。

第6条 (会費)

1. 会員はご利用の有無、利用回数に関係無く、会員種別ごとに既定の諸会費を別に定める納入期日までに支払いいただきます。提携金融機関よりの請求に基づき、会員指定の口座より、月会費を毎月支払の会員は当月分を、又年一括支払の会員は1年分の会費を自動振替により支払いいただきます。また自動引落とならない場合、法定の遅延損害金を支払いいただくものとします。
2. ファミリー会員、グループ会員等で退会した場合は、翌月より残った会員数にて新たに月会費を定めます。
3. 一旦支払われた諸費用につきましては、法廷の定めまたは当クラブが認める理由のある場合を除き返還はしません。但し、年一括払いの会費については別途
定める算定式に基づき、退会時における未経過分の月会費を返還します。

第7条 (禁止行為)

当クラブは会員が下記の行為を行うことを禁止いたします

1. 他の方や会社従業員を誹謗、中傷すること
2. 他の方や会社従業員に対する暴力行為や威嚇行為
3. 痴漢、覗き、露出、唾をばく等法令や公序良俗に反する行為
4. 他の方や会社従業員へのストーカー行為
5. 許可なく当クラブにおいて物品販売や営業行為、勧誘行為等を行うこと
6. 会社従業員の業務を妨げる行為
7. 刃物など危険物の施設内への持ち込み
8. 当クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し
9. その他本条各号に準じる行為

第8条 (除名)

会員が次の各号の一つに該当した場合は、当クラブはその会員に対して会員資格の取消をすることができるものとします。

1. 当クラブの品位名誉を傷つけたとき、当クラブの秩序を乱したとき
2. 当クラブの会則、諸規則に違反したとき
3. 会費、その他の支払を3ヶ月滞納し当クラブからの請求にも応じないとき
4. 入会に際し虚偽の申告をしたもの、第4条「会員資格」のいずれかに抵触したもの
5. 他の会員に対する迷惑行為、当クラブ運営に支障を与える行為をした時
6. 第7条各号の禁止行為を行ったとき
7. 法令違反を行ったとき
8. その他等クラブが会員としてふさわしくないと認めるとき

第9条 (会員資格の喪失)

次の場合は、会員はその資格を喪失するものとします。

1. 死亡
2. 退会
3. 除名
4. 当クラブを閉業した時

第10条 (退会)

会員は、退会希望月の15日（15日が休館日のときは前営業日）までにご来館の上フロントに退会届を提出することでその月の月末で退会できるものとします。なお、電話での退会受付は出来ないものとします。退会届の提出がない限り、利用の有無にかかわらず会員としての籍が残り、会費を支払っていただくものとします。また、未払いの料金がある場合は完納しなければ退会できないものとします。

第11条 (休会)

休会制度のある店舗の場合、会員は休会される前月の15日（15日が休館日のときは前営業日）までにご来館の上フロントに休会届を提出することにより、翌月より休会となります。最大の休会期間は6ヶ月とし、休会中は規定の休会費を頂きます。また、休会期間が満了した場合自動的に復会致します。休会延長される場合は休会届を再度提出していただきます。

第12条 (移籍)

会員が会社の運営する他店舗へ移籍をする場合は移籍される前月の15日(15日が休館日のときは前営業日)までにご来館の上フロントに移籍届の提出と規定の登録手数料を支払うことにより翌月から移籍することができます。

第13条 (変更)

会員が会員種別を変更する場合は変更希望月の前月15日(15日が休館日のときは前営業日)までに会員種別の変更届を提出することにより変更となります。その内容等により入会金の差額が必要となる場合があります。また、会員は氏名、住所、連絡先、引き落とし口座、支払方法の変更による記載の事項に変更があった場合はすみやかに当クラブへ届けるものとします。

第14条 (ビジター)

当クラブは会員以外の方がビジターとして施設を利用することを認めます。ただし、会員と同伴の場合と会員からの紹介があり当クラブが承認した場合、もしくは当クラブが特別に許可した場合に限るものとします。また会員は同伴または紹介ビジターの当クラブ内における一切の行為について責を負うものとします。

第15条 (会員の賠償責任)

1. 会員ならびに会員が同伴したビジターが、当クラブの利用に際し他者に対して発生させた人的・物的事故については、会社は一切損害賠償の責を負いません。
2. 会員が当クラブの諸施設を利用中、自己の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償をしなければなりません。
3. 前項はビジターについても同様とします。

第16条 (会社の免責)

1. 会員またはビジターに、当クラブの利用に際して発生した人的・物的事故については、会社は責任を負いません。ただし、会社に過失がある場合を除きます。
2. 駐車場において自動車相互の接触または衝突によって生じた損害、盗難によって生じた損害、その他不可抗力によって生じた損害については、当クラブは賠償の責を負いません。

第17条 (盗難)

会員または会員が同伴・紹介したビジターが当クラブの利用に際して生じた盗難については、会社は一切損害賠償の責を負いません。また当クラブに設置されているロッカー等についても会員自身の責任と負担によりこれを使用するものとし、収納物の盗難・毀損その他について一切の損害賠償・補償等の責を負いません。但し、所定の方法により貴重品として会社に預けた場合は除きます。

第18条 (紛失物、忘れ物)

1. 会員が当クラブの利用に際して生じた紛失については、会社は一切損害賠償の責を負いません。
2. 忘れ物については、原則として2週間保管した後、処分させていただきます。

第19条 (施設の休止・廃止)

当クラブは次の各号に該当した場合、施設の休止・廃止を行います。

1. 施設の破損等のため、ご利用に際し安全な環境をご提供できない状態となった場合
2. 天災、地災、行政指導、その他当クラブにとってやむを得ない事情があった場合

第20条 (施設の利用制限)

1. 当クラブは各種大会、特別行事、プログラムを行う場合、施設の一部またはすべてについて利用制限を行います。
2. 当会則・第7条(禁止行為)各号の一つに該当した場合、直ちにご利用をお断りさせていただきます。
3. 感染症罹患の可能性がある等、他の方や会社従業員に対し被害が及ぶ恐れがあると会社が判断した場合、ご利用をお断りさせていただきます。なお、その場合のご利用再開は会社判断によるものとします。

第21条 (諸費用の改定)

当クラブは会員が負担すべき諸費用を社会情勢の変動に応じて改定することができます。

第22条 (個人情報の取得)

当クラブは会員に対し必要な個人情報を取得いたします。会員は下記の目的で当クラブが利用すること及び諸会費の支払を受ける権利を提携金融機関に譲渡することに伴い下記2の目的で必要な個人情報を提携金融機関に譲渡することを承諾するものとします。

1. 会員様に対し当社及び関連会社の商品・サービス及び関連情報をご提供する目的
2. 会費を徴収する目的
3. 当社の商品・サービスを改善する目的

第23条 (本規約及びその他の規約の改正)

本会則の改正ならびに、利用規定の制定及び改正は、会社がこれを定めるものとし、その効力は全会員に及ぶものとします。

1. 会社は、本規約及び細則を改正するとき、または利用規定の重要な案件に係わる規定を改正するときは、内容を会員に告知するものとし、変更後の会員規約、細則、利用規定を会員に交付するものとします。この場合、会社は1か月前までに会員に告知するものとします。
2. 前項による会員への告知は、施設内における掲示、ホームページへの掲載を以て行うものとします。会社は他の方法を付加することができます。
3. 会社は、利用規定の軽微な案件に係わる規定を改正するときは、その内容をクラブ内の所定の場所に掲示するものとします。

以上

2022年 10月 1日 改定

株式会社ビスタ